

新たな取組等について

- ・ 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について
- ・ 法関係の氏名等変更届出書等の運用変更について

環境対策推進課 許認可担当

- 1. 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について**
2. 法関係の氏名等変更届出書・承継届出書の運用変更について

1-1 自主的取組を推進する経緯

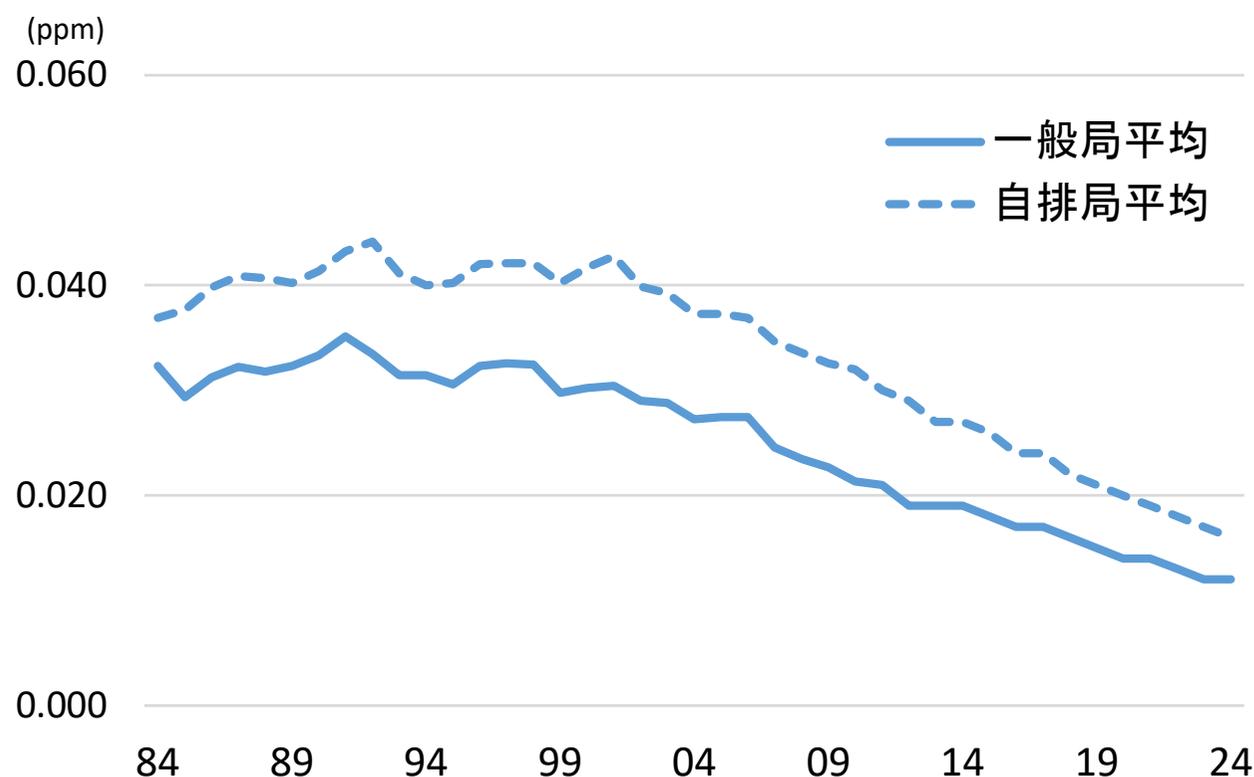
本資料で使用される自主的取組とは、法令等の基準に適合させるための取組ではなく、それ以外の大気や水などの環境に対する更なる環境負荷低減に向けた取組を指します。

例)

- ・規制対象とはなっていない化学物質の排出量削減
- ・規制基準値内ではあるが大気汚染物質の排出がより少ない燃焼機器の選択
- ・規制基準値内ではあるが近隣への影響を踏まえた臭いや騒音などの更なる対策

1-1 自主的取組を推進する経緯

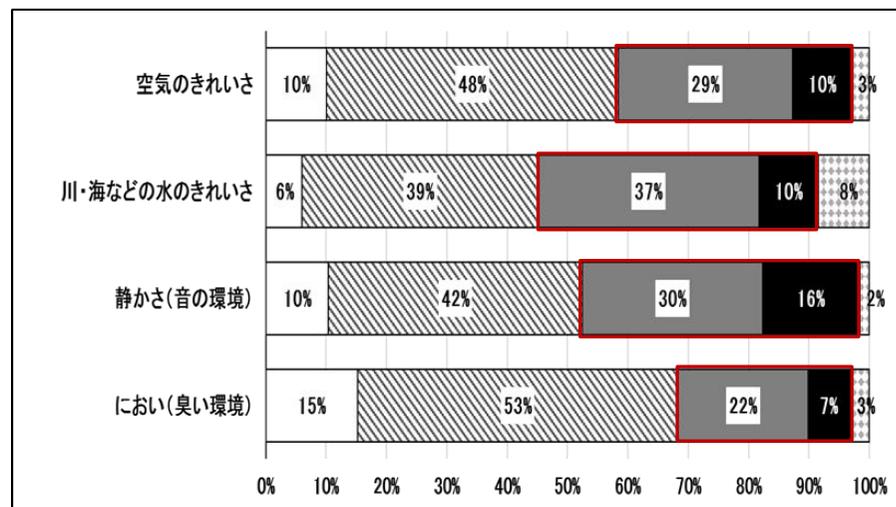
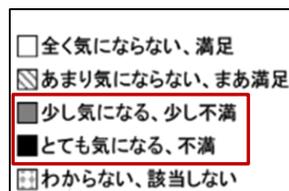
川崎市の大気や水などの環境は、市民・事業者の取組と行政の法規制に基づく取組などにより多くの項目で環境基準を達成するなど、**大幅に改善**



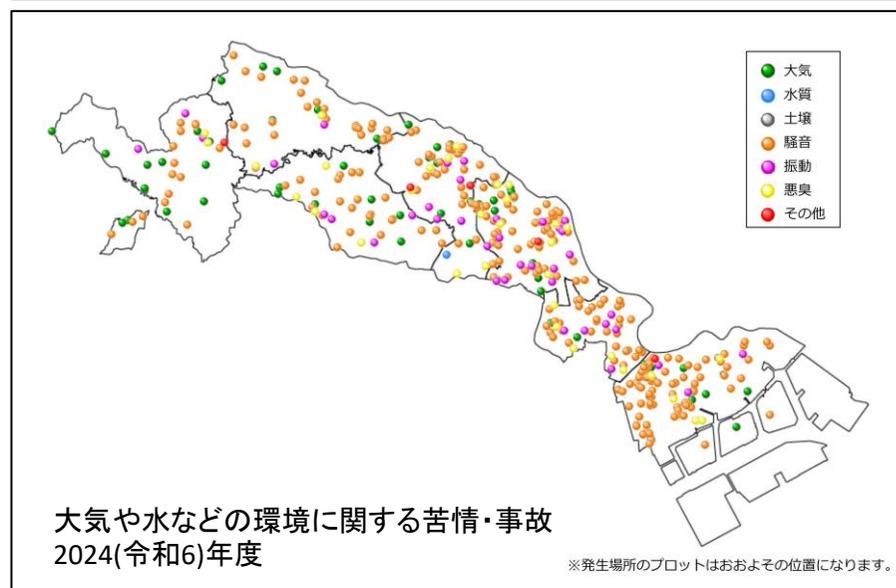
二酸化窒素の年平均値の推移

1-1 自主的取組を推進する経緯

○環境が改善してきた一方で、市民の満足度アンケートからは地域環境に対して、**更なる環境配慮の取組**が求められている



○大気や水などの環境に関する苦情・事故は**市内全域**で発生している



1-1 自主的取組を推進する経緯

- 川崎市ではさらなる環境改善を目指すため、令和4(2022)年3月に**大気・水環境計画**を策定
- 計画では法令などの規制や大気や水質に関わる事故等に適切に対応する基盤となる

【Ⅰ 安全で良好な環境を保全する】という取組に加え、【Ⅱ **安心で快適な環境を共に創る**】

といった新たな視点による取組を設定

Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る施策

- 環境配慮意識の向上
- 多様な主体との協働・連携
- 事業者の自主的な取組の促進**
- 環境影響の未然防止



[川崎市大気・水環境計画について](#)

1-1 自主的取組を推進する経緯

令和6(2024)年度に「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について、川崎市環境審議会へ諮問し、答申が行われました。

その結果を踏まえ、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組」※をまとめました。

本日は**事業者の自主的取組**のための新たな制度についてご説明します。

※令和7(2025)年度に「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組(案)」のパブリックコメントを実施しました。詳細は以下のホームページをご覧ください。



[【パブリックコメント】今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について市民意見を募集します](#)

1-2 自主的取組を進めるにあたっての課題

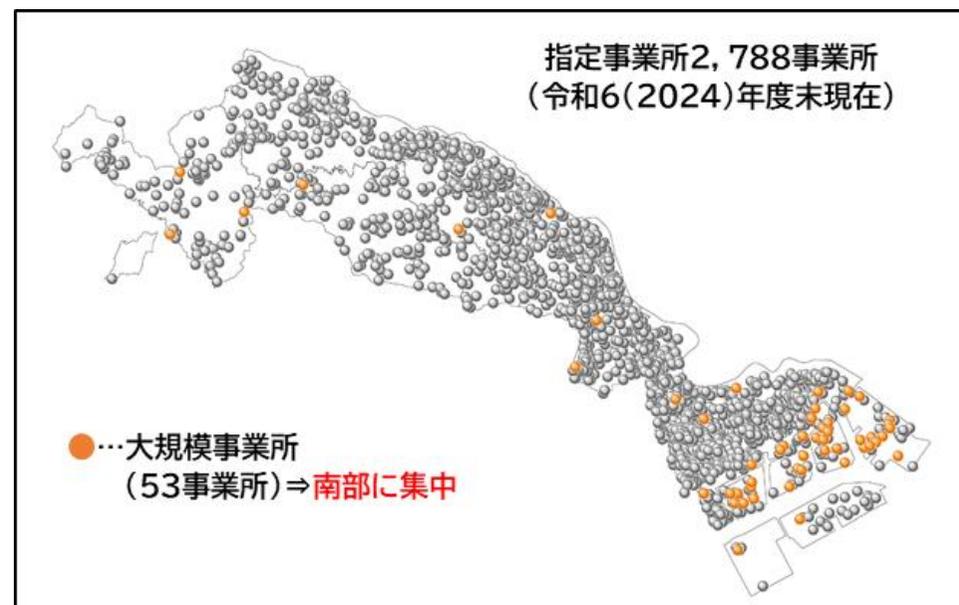
○「市民」の方が感じている課題(5ページの再掲)

- 地域環境に対して、**更なる環境配慮の取組**が求められている
- 大気や水などの環境に関する苦情・事故は**市内全域**で発生している

○「地域」の課題

- 市の公害防止条例※における自主的取組の制度の「**環境行動事業所**」や「**環境負荷低減行動計画書**」の提出対象事業所が臨海部に偏っているため、制度上の対象事業者に偏りが生じている

※公害防止条例:川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例



1-2 自主的取組を進めるにあたっての課題

○「事業者」の方が感じている課題(現制度に関するアンケート調査の回答から)

- 環境配慮への取組意識は高いものの、環境配慮のための「**具体的な取組方法・取組事例**」や「**市の支援制度**」などの情報・仕組みが求められている
- 「**地域貢献につながる情報**」「**地域の大気・水環境の課題**」などの情報が求められている
- 従業員数が50人以上などが対象の「**環境配慮書**」やさらに大規模事業所が対象の「**環境負荷低減行動計画書**」などの公害防止条例における自主的取組の制度における届出に関しては記載方法や数値の算出方法に対する**負担感**が大きい

1-3 新たな取組の内容

【環境配慮書】

〈現状〉

1. 指定施設を新たに設置する場合などに、どのような環境配慮を行うかを報告する制度
2. 従業員50人以上の事業所等が対象
3. **記述式**で51項目、他制度で届出をしている温暖化対策や廃棄物対策等についても項目あり

〈令和8年4月1日から変更〉

- 配慮項目を**現状にフィットした形に改正、チェック式(43項目)**に変更
- 温暖化対策や廃棄物対策等については他制度と重複しないよう整理

1-3 新たな取組の内容

【環境負荷低減行動計画書】

〈現状〉

1. 中長期的行動計画(5年間)を作成し、自主的に環境への負荷の低減を図る制度
2. 選択・採点方式で項目数が多い(293項目)、他制度で届出をしている温暖化対策や廃棄物対策等についても項目あり

〈令和8年4月1日から変更〉

- 配慮項目を現状にフィットした形に改正、項目数の削減(90項目)
- 温暖化対策や廃棄物対策等については他制度と重複しないよう整理

1-3 新たな取組の内容

【環境負荷低減行動計画書】

〈現状〉

3. 提出義務の対象が大規模事業所のみとなっており、中小規模事業所が計画を策定する契機となりづらい

(提出義務対象)

環境配慮書提出対象事業所のうち下記に該当する事業所

- ・年間使用熱量が 8.4×10^{10} kJ以上
- ・1日当たりの平均的な排水の量が1,000m³以上

ざっくりと一般家庭(4人世帯)で言うと

- ・電気使用量のエネルギー換算で約6,000世帯
- ・水道使用量で約1,300世帯

〈令和8年4月1日から変更〉

- 環境負荷低減行動計画書の提出を環境行動事業所の認定要件※のひとつとして追加

※計画期間2年間で、環境報告書を公表していることなど要件があります

1-3 新たな取組の内容

【環境行動事業所】

〈現状〉

1. 事業所の環境管理・監査の体制を確立している事業所を評価して認定する制度(最大3年間)
2. ISO14001の登録等がされていることが必要 ⇒認定要件のハードルが高い
3. 認定されると公害防止条例の変更許可申請などの手続きが免除される

〈令和8年4月1日から変更〉

ISO14001に加え以下の要件※を追加

- エコアクション21の認証・登録
- 環境負荷低減行動計画書の提出
(計画期間:2年間、一定の要件あり)

※いずれも環境報告書を公表していることなどの要件があります。

1-3 新たな取組の内容

【環境行動事業所】

- 環境行動事業所をもっと市民・他事業者に知ってもらう取組

▶ 小中学校向けの環境副読本への掲載

▶ 令和8(2026)年の川崎国際環境技術展に

市として「環境行動事業所の紹介」ブース出展を予定

- 環境行動事業所への経済的支援の取組を検討中



[川崎市環境副読本](#)



[第18回川崎国際環境技術展](#)
(2025年開催時のもの)

1-3 新たな取組の内容

【環境配慮事業所宣言制度】

環境配慮に取り組んでいる事業所が、環境配慮に取り組んでいることを自ら宣言できる制度を創設します

【制度の概要(予定)】

宣言期間：令和13(2031)年3月まで

募集時期：令和8年4月1日から随時

申請の方法：申請書に宣言文(取組期間、取組内容、目標など)などを記載して申請

その他：申請を行った事業所には認証書を発行、市のホームページに宣言文の内容とともに一覧を公表

1-3 新たな取組の内容

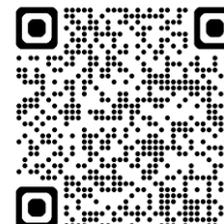
【環境配慮サポート情報かわさき】

自主的取組の内容についてとりまとめたポータルページを立ち上げます

- ▶ 随時更新していきます
- ▶ メール配信に登録するとページ更新のお知らせが受け取れます
- ▶ 今後の説明会などの情報も掲載します



[環境配慮サポート情報かわさき](#)



[メール配信登録・解除
\(環境配慮サポート情報かわさき\)](#)

※メールアドレス、事業所名のみで登録できます。

1. 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組の促進に向けた取組について
2. **法関係の氏名等変更届出書・承継届出書の運用変更について**

2 法関係の氏名等変更届出書・承継届出書の運用変更について

- 「氏名等変更届出書」、「承継届出書」について、一部の法律が一括で届出可能
- 対象
 - ◆ 大気汚染防止法
 - ◆ 水質汚濁防止法
 - ◆ 騒音規制法
 - ◆ 振動規制法
 - ◆ ダイオキシン類対策特別措置法
- 施設の廃止、事業所の廃止など他の届出は従来どおり別々の届出になります
- 他の届出も含め電子申請のご利用をお願いします



[氏名等変更届出書・承継届出書関係
\(公害関係法共通\)](#)



[オンライン手続きかわさき](#)

さいごに

皆様の自主的な環境配慮の取組により、地域のよりよい環境につながっていきます
今後の更なる環境配慮の取組について推進をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。